

別紙1

▼▼▼ 第183条（占有改定） ▼▼▼

代理人が自己の占有物を以後本人のために占有する意思表示したときは、本人は、これによって占有権を取得する。

■■ 解説 ■■

Aさんが、テレビを持っていました。

そして、そのテレビをBさんに売る契約を締結しました。つまり、AB間でAさんのテレビの売買契約が締結されたということです。

しかし、Bさんは、自分の家にはすぐに置けないので、とりあえず、「Aさん、私の代わりに、しばらく持っておいてよ。」と言いました。

それに応じてAさんも「わかりました。」と言いました。この時、テレビを占有しているのは、まだAさんですよね。でも、これでテレビの引渡しがあったこととなります。

このAさんが、「わかりました。」と言った時点で、Bさんは現実にテレビを占有していなくても、引渡しを受けたことになりテレビの占有権を取得するのです。これが占有改定です。

Aさんの、「わかりました。」というのが条文の「代理人が自己の占有物を以後本人のために占有する意思表示した」にあたるのです。

Aさんは、Bさんのテレビを代わりに占有している状態なので、代理人と規定してあるのです。すなわち、条文の「代理人」というのは、Aさんのことです。

このように、物の移動が一切なくても、意思表示だけで引渡しがあったことになるのが占有改定という引渡しの形態です。

➡「連鎖販売取引において紹介者（上位者）が商品を預かる場合はどうか」

1. 連鎖のCOの起算日は「契約の内容を明らかにする書面を受け取った日、又は、商品につき最初の引き渡しを受けた日、のいずれか遅い方の日から20日」である。これは、商品を手にし、実物を目の当たりにして、今後、これらを売りさばけるか（使い切れるか）、これらを扱うビジネスをやるべきか否かを、熟慮する意味合いがある。

「商品の引き渡し」とは、現実に引き渡されていることが必要である。販売業者から出荷されなかったり上位者が預かっているような場合は、「商品受領証」や「預かり依頼書」等に署名があっても引渡しがあったとは言えない。経済産業省も、「占有改定」（民法183条）等によって参加者が占有権を取得しても、引渡しが行われたとは見なされないと解している。その理由は、上記のとおり、自ら販売することとなる商品を手にとってその品質を確かめ、販売し得るか否かについて考慮したうえで、契約の解除を行うか否かを判断し得るようにするためとされる。（赤本）